

国内募集型企画旅行取引条件説明書面

※この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社安比トラベル（以下当社）が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等を提供する運送、宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3) 契約の内容・条件は本旅行条件書による他、募集パンフレット、インターネットホームページ（以下「ホームページ」という）出発前にお渡しする旅行日程表と称する確定書面（以下「旅行日程表」といいます）及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行約款」という）によります。

2. お申込み方法と契約の成立

- (1) 所定の申込書に所定の記載事項を記入の上、下記に記載した申込金または旅行代金全額を添えてお申込みください。申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれの一部として取扱います。

●申込金 (おひとり)

旅行代金が2万円未満	5,000円以上旅行代金まで
旅行代金が5万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が10万円未満	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで

※ただし、別途パンフレット、ホームページに申込金の記載がある場合はその定めるところによります。

- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (4) 申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。またお客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。
- (5) 当社は、同一コースにおいて参加しようとする複数のお客様が責任ある代表を定めたときは、その方が旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているもの（契約責任者）とみなし、その団体に係わる旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行うことがあります。
 - 《1》契約責任者は当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
 - 《2》当社は契約責任者が構成者に対して負う債務、義務については何らの責任を負いません。
 - 《3》当社は、契約責任者が旅行に同行しない場合、旅行開始後においてはあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「取消待ち」の解除の申出があった場合、またはお待ち頂ける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「取消待ち」は予約の完了を保証するものではありません。

3. お申込み条件

- (1) お申込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。また旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 特定旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行日程を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物または動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方、その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）

あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

- (4) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、または解除させていただくことがあります。なお、お客さまからお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (5) 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。
- (6) お客さまの都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件（手配旅行契約等）でお受けすることがあります。
- (7) 当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
 - ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (8) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面及び旅行日程表

- (1) 当社は、旅行契約成立後速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2) 当社はお客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した旅行日程表を予め募集パンフレット等の契約書面に記載した場合を除き、遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に企画旅行のお申込みがなされた場合にあっては、旅行開始当日にお渡しする場合があります。
- (3) 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)における当該契約書面及び本項(2)における旅行日程表に記載するところに特定されます。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たるより前にお支払いいただきます。

ただし、14日目に当たる日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点または旅行開始日前の当社の指定した日までに支払いいただきます。

6. 旅行代金の適用

- (1) 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2) 代金は各コースごとに表示しております。出発日ごとと利用人数でご確認ください。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 募集パンフレット・ホームページの旅行日程表に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎり航空機の場合はエコノミークラス）、宿泊費、食費、消費税等諸税。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。
- (3) 上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

第7項に記載された以外のサービスは旅行代金に含まれません。

その一部を例示します。

- ① 旅行日程中の“フリータイム”“自由行動”“各自で”“お客さま負担”等と記載されている区間の交通費等諸費用
- ② 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）
- ③ クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
- ④ 自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等
- ⑤ 希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の代金
- ⑥ パンフレットに記載の基準期日以降に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税
- ⑦ 傷害・疾病に関する医療費

9. 旅行内容の変更

当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、当初の運行計画によらないサービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由が生じたことにより、募集パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の実施を取り止めるか、またはお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。ただし緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由を説明いたします。

10. 旅行代金の変更

- 当社は、利用する運送機関の適用運賃、料金が著しい経済情勢の変動により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- 第9項の事由により旅行内容を変更したことによって（運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるものは除き）旅行の実施に要する費用の増加または減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず契約内容にある利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更いたします。
- 奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

11. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。但しこの場合、当社所定の用紙に事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。

12. お客様による旅行契約の解除・払戻し

- お客様は下記に定める取消料を当社に支払っていつでも旅行契約を解除することができます。なお、表でいう取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とし、変更取消のお申し出は当社らの営業時間内にのみお受けいたします。（お申出の期日により取消の額に差の生じることがありますので当社の営業日・営業時間連絡先はお客様自身でも必ずご確認ください。）

表) 取消料

旅行契約の解除期日 (旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)	取消料（おひとり）	
	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行（夜行含む）
【1】21日前に当たる日以前の解除	無料	無料
【2】20日前に当たる日以前の解除（【3】～【7】を除く）	旅行代金の20%	無料
【3】10日前に当たる日以前の解除（【4】～【7】を除く）	旅行代金の20%	旅行代金の20%
【4】7日前に当たる日以前の解除（【5】～【7】を除く）	旅行代金の30%	旅行代金の30%
【5】旅行開始の前日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の40%
【6】旅行開始の当日の解除	旅行代金の80%	旅行代金の50%
【7】旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

※旅行開始とは、受付のあるツアーでは旅行開始当日の受付完了のことを言います。ただし、列車利用のフリープランでは、改札の入場時また改札のないときは当該列車乗車時のことを言います。

※当社の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき取消しになる場合も上記取消料をお支払いいただけます。

※旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記取消料の料金を違約料をいただきます。

- お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - 《1》契約内容が下記に例示するような重要な変更が行われたとき。
 - 旅行開始日または旅行終了日の変更
 - 入場する観光地、観光施設、レストラン、その他の旅行目的地の変更
 - 運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更
 - 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
 - 本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 - 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
 - 宿泊機関の種類または名称の変更

- 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

《2》第10項(1)及び同項(2)に基づいて旅行代金が増額されたとき。

《3》天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じたことにより、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。

《4》当社がお客様に対し集合時刻、場所、利用交通機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した旅行日程表を予め募集パンフレット等の契約書面に記載した場合を除き第4項(2)で定めた期日までに、旅行日程表をお渡ししなかったとき。

《5》当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

- 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払戻しいたします。
- お客様の都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約をお申込みいただくことになります。この場合当社は本項(1)の旅行契約の解除に基づく取消料を申し受けます。
- お客様は旅行開始後において、契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、または当社がその旨を告げたときは、取消料を支払うことなく、旅行サービスを受領できなかった部分の契約を解除できます。この場合、当該部分に係る金額から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解除

- お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社はその翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合は取消料に相当する額と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - 《1》お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - 《2》お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - 《3》お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - 《4》お客様が契約内容に関し、合理的範囲を超える負担を求めたとき。
 - 《5》お客様の申込が募集パンフレット等の契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行については3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - 《6》スキーを目的とする旅行における降雪量不足などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示した条件が成就しないとき、またはそのおそれが極めて大きいとき。
 - 《7》天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じたことにより、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 旅行開始後、集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。
- 当社は本項(1)により旅行契約を解除したいときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払戻しいたします。また、本項(2)により旅行契約を解除したいときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払戻しいたします。

14. 旅行開始後の解除・払戻し

- お客様の解除・払い戻し
 - 《1》お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
 - 《2》旅行開始後であってもお客様の責に帰さない事由により契約書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻しいたします。
- 当社の解除・払戻し
 - 《1》お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
 - ア、お客様が病氣その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
 - イ、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ウ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

- 《2》前《1》により旅行契約の解除が行なわれたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されるものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻いたします。
- 《3》「本項(2)《1》(ア)、(ウ)」により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

15. 旅行代金の払戻し

当社は、第10項の規定により旅行代金を減額した場合または第12項から第13項までの規定によりお客様若しくは当社が旅行実施を解除した場合において、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻いたします。ただし、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、または支払われなければならない費用があるときは、それをお客様の負担とします。

16. 旅行管理

当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合はこの限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約内容にしたがったサービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 前(1)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものになるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努める等、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

17. 添乗員

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができません。但しこの場合、当社所定の用紙に事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。

- (1) 添乗員同行と表示のあるものは、添乗員が同行します。
 - 《1》お客様は、旅行を円滑に実施するため添乗員の指示に従っていただきます。
 - 《2》添乗員の業務は、原則として8時から20時までといたします。
 - 《3》一部コースについては、現地到着時より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所から及び解散場所までの行程については添乗員は同行いたしませんので、お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様自身で行っていただきます。(一部コースについては係員が受付、出発のご案内をいたします。)
- (2) 個人型プランは、添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受けるための必要なクーポン券類をお渡しますので、旅行サービスの提供を受けるための必要な手続はお客様ご自身で行っていただきます。
- (3) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービスの内容の変更する事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

18. 当社の責任および免責事項

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - a. 天災、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - b. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - c. 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - d. 自由行動中の事故
 - e. 食中毒
 - f. 盗難
 - g. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更・経路変更又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞り時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

19. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が被害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

20. 特別保証

- (1) 当社のお客様が当旅行中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当該企画旅行参加中」とはいたしません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害がお客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービスの提供の受領、スカイダイビング、リージュ、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー等)、山岳登山(ピッケル等登山用具を使用する)、その他、これらに類する危険な運動中の事故によるものときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。
- (3) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と第21項により損害賠償金を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額に限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

21. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の《1》《2》《3》に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
 - 《1》次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
 - A. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 - イ. 戦乱
 - ウ. 暴動
 - エ. 官公署の命令
 - オ. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
 - 《2》第13項及び第14項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
 - 《3》パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(1%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2.契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストラン含む)その他の目的地の変更	1.0%	2.0%
3.契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限る)	1.0%	2.0%
4.契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6.契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
7.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
8.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%
注1「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。 注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。 注5 第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。 注6 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。		

22. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合には、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第で通知ください。)

23. 個人情報の取扱いについて

当社では、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社では、

1. 会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。
2. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。
3. アンケートのお願い。
4. 特典サービスの提供。
5. 統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

24. その他

- (1) 本条件書の各号にいう旅行代金とは、募集広告または募集パンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金または割引代金としてパンフレットに表示した金額をいいます。この合計金額は第2項の申込金、第16項の取消料、第24項の変更補償金の額を算出する際の基準となります。
- (2) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (3) お客様のご便宜をはかるために土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (4) 当社らはいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (5) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。
- (6) 貸切バスで運行する場合のバス会社名は、旅行開始前日までに、お客様に確定書面にてご案内させていただきます。
- (7) この書面および募集パンフレットに定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社らにご請求ください。

25. その他

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、募集パンフレット等に明示した日となります。

<p>■お取り扱い</p>	<p>株式会社 安比トラベル 本社営業所</p> <p>岩手県知事登録旅行業第2-235号 ANTA正会員</p>	<p>〒028-7306 岩手県八幡平市安比高原117番地1 TEL:0195-73-6400 FAX:0195-73-6970 旅行業務取扱管理者：小野 美樹子</p>
---------------	--	---